

広島県告示第三百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	
土砂災害警戒区域	
五月台南川 (三四)	広島県広島市安芸区矢野町寺屋敷地内
土石流	の自然現象の発生原因となる土砂災害
次の図のとおり	表区域の示
五月台南川 (三四)	区域の名称
土石流	の自然現象の発生原因となる土砂災害
次の図のとおり	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土第表め第へ関防に砂二示る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。